

仕 様 書

業務名

広報たかいし及びホームページ広告掲載取扱業務

■広報たかいし広告掲載取扱業務

1. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(令和7年5月号～令和8年4月号)

2. 業務内容

月1回発行する「広報たかいし」(A4版)へ掲載する広告枠への広告主を獲得するとともにその掲載広告の版下を電子データ(illustrator形式及びPDF形式データ。)で作成し、指定する期日までに、市へ納品するものとする。

(※納品前に必ずウイルスチェックを行いウイルスのないことを確認すること。)

3. 広告掲載の優先順位について

広告の掲載は、次の順位によるものとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち公共性の強いもの
- (3) その他、高石市広告掲載要綱第3条に定める広告の範囲内のもの

4. 広告掲載場所

表紙及び最終面を除く頁で、市が指定する場所(概ね頁の下段)

5. 広告のサイズ・広告料等

広告のサイズ	使用する 広告枠数	広告料	
		①白黒	②カラー
縦 98.25mm横 171.5mm	2 枠	110,000 円	165,000 円
縦 45.5mm横 171.5mm	1 枠	55,000 円	82,500 円
縦 45.5mm 横 85.75mm	1/2 枠	27,500 円	41,250 円

(1) 上記広告料の40%が委託料となるため、上記広告料に掲載件数を乗じた金額の60%を市が指定した期日までに納めること。

(2) ①白黒単色(黒)刷り②カラー4色(CMYK)刷り

いずれも特色(スポットカラー)は使用しないものとする。

(3) 広告には、原則として、罫線で囲み枠内の上段へゴシック体(10ポイント)で「広

告」と標記するものとする。

- (4) 文字の大きさは JIS 規格約 7 ポイント (10 級相当) を最小とする。ただし、特別な場合 (表、リスト、地図等) は JIS 規格約 5.5 ポイント (8 級相当) まで使用できるものとする。また、フォントは全てアウトライン化を行うものとする。

6. 広告の申込み・版下の提出

- (1) 広告の申込みについては、広報たかいし掲載月の前々月末日 (当該日が市役所の開庁日に当たる場合は、その直前の開庁日) ただし 5 月号は、4 月 4 日までに市へ行うものとする。

- (2) 版下の提出については、原則、下記期日までに市へ行うものとする。

(5 月号) 4 月 9 日 (6 月号) 5 月 7 日 (7 月号) 6 月 4 日

(8 月号) 7 月 7 日 (9 月号) 8 月 6 日 (10 月号) 9 月 4 日

(11 月号) 10 月 6 日 (12 月号) 11 月 5 日 (1 月号) 11 月 27 日

(2 月号) 1 月 7 日 (3 月号) 2 月 4 日 (4 月号) 3 月 5 日

※印刷予定日の 3 週間前

- (3) 市は、提出を受けてから 3 開庁日以内に原稿の審査をし、結果を受託者へ連絡する。受託者は、修正指示を受けた場合、修正指示を受けた日から 3 開庁日以内に修正した版下を電子データ (illustrator 形式及び PDF 形式 データ。) により提出する。

令和 7 年 5 月号～令和 8 年 4 月号 印刷・発行予定日

	印刷予定日	発行予定日
令和 7 年 5 月号	令和 7 年 4 月 22 日	令和 7 年 5 月 2 日
6 月号	令和 7 年 5 月 28 日	令和 7 年 6 月 6 日
7 月号	令和 7 年 6 月 25 日	令和 7 年 7 月 4 日
8 月号	令和 7 年 7 月 28 日	令和 7 年 8 月 6 日
9 月号	令和 7 年 8 月 27 日	令和 7 年 9 月 5 日
10 月号	令和 7 年 9 月 25 日	令和 7 年 10 月 6 日
11 月号	令和 7 年 10 月 27 日	令和 7 年 11 月 6 日
12 月号	令和 7 年 11 月 26 日	令和 7 年 12 月 5 日
令和 8 年 1 月号	令和 7 年 12 月 18 日	令和 8 年 1 月 6 日
2 月号	令和 8 年 1 月 28 日	令和 8 年 2 月 6 日
3 月号	令和 8 年 2 月 25 日	令和 8 年 3 月 6 日
4 月号	令和 8 年 3 月 26 日	令和 8 年 4 月 6 日

■ホームページ広告掲載取扱業務

1. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 業務内容

市ホームページに掲載するバナー広告の広告主を獲得するとともにその掲載広告の版下を電子データ（jpeg、png、またはgif形式。ただしアニメ又は透過gifは不可。）で指定する期日までに、市へ納品するものとする。

（※納品前に必ずウイルスチェックを行いウイルスのないことを確認すること。）

3. 広告のサイズ・形式・広告料等

広告のサイズ・形式	使用する月数	広告料
縦 150px 横 300px JPEG、PNG 又は GIF（100KB 以内、 アニメ又は透過 GIF は不可。）	1 ヶ月	10,000 円
	連続 6 ヶ月	54,000 円
	連続 12 ヶ月	100,000 円

広告の掲載位置、掲載順序は、市が指定する位置とする。

市ホームページに掲載する広告は、日本工業規格 JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツに配慮しなければならない。

上記広告料の40%が委託料となるため、上記広告料に掲載件数を乗じた金額の60%を市が指定した期日までに納めること。

4. 広告の申込み・版下の提出

- （1）広告の申込み及び版下の提出については、原則、掲載希望日の3週間前までに市へ行うものとする。
- （2）市は、提出を受けてから3 開庁日以内に原稿の審査をし、結果を受託者へ連絡する。
受託者は、修正指示を受けた場合、修正指示を受けた日から3 開庁日以内に修正した版下を電子データ（JPEG、PNG又はGIF）により提出する。

■共通事項

1. 広告枠の使用条件

- （1）市はすべての広告について掲載可否権を有し、可否の根拠を明示、説明する義務を負わないものとする。
- （2）広告掲載の承認・不承認については、受託者が誠意をもって広告主に通知するも

のとする。

- (3) 広告掲載の不承認により紛争が発生したときの一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 掲載されたすべての広告についての一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 業務の履行にあたっては、高石市広告掲載要綱、高石市広告掲載基準並びに広報たかいし及びホームページ広告掲載取扱要領に基づくものとする。なお、履行期間中に当該要綱等が改定された場合は、改定後の規定に基づくものとする。

2. 市へ直接広告掲載を申し込むことができる広告主

広報たかいし及びホームページ広告掲載取扱要領第5条ただし書きに規定する広告主は、市へ直接広告掲載を申し込むことができる。

3. その他

その他この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。